

移動支援事業グループ支援型の内容について

移動支援事業については、利用者 1 人に対し、支援者 1 人で対応する個別支援型を行っていますが、平成 23 年 10 月 1 日よりグループ支援型（文京区移動支援事業実施要綱第 2 条の 2 におけるグループ支援型）を実施できるようにしています。

1 サービス内容

複数の利用者に対する同時支援として、利用者より少ない支援者により、通学や屋外でのグループワーク、同一目的地・同一イベントへの参加等の移動に対応するものです。

グループ支援型の想定されるパターンについて、別紙 1-1 にまとめましたので参考にしてください。

2 対象者

現在の個別支援型と同じです。

3 支給決定

現状の支給決定の中に含みます。（グループ支援に限った支給決定は行いません。）

4 提供方法

基本的なサービスの考え方は現在の個別支援型と同じです。安全を確保できるか十分留意し、利用者の方にも提供時間やグループ支援であることをご了解いただいたうえでサービスを提供してください。

5 報酬単位

現在の移動支援事業の単位の 75%

6 事業者登録

グループ支援型のサービス提供が可能な事業者は、「移動支援事業におけるグループ支援型開始届出書」を障害福祉課障害者施設担当へ提出してください。グループ支援対応可能事業所として移動支援事業者台帳へ記載いたします。

グループ支援型 想定されるパターン例と請求内容

※例として「身体介護伴わない」場合しか載っていませんが、「身体介護伴う」方もグループ支援は可能です。ただし、安全面に充分考慮してサービスを行ってください。

別紙 1－1

例	ヘルパー 人数	利用者名	サービス提供時間		行き先等	詳細な経路	請求内容
			開始時間	終了時間			
☆出発地点1ヶ所からグループで出かける場合							
例1	2人	文京 花子 (身体介護伴わない)	9:00	18:00	〇〇福祉会館→動物園→〇〇福祉会館	〇〇福祉会館へ集合し、動物園に出かけ、〇〇福祉会館へ戻り解散 ※〇〇福祉会館には保護者同伴のもと集合するものとする。	9:00～18:00は移動支援グループ支援型となるので 3名とも「055179 移動2グループ日中9. 0」で請求します。
		山田 太郎 (身体介護伴わない)	9:00	18:00			
		鈴木 次郎 (身体介護伴わない)	9:00	18:00			
例2	2人	文京 花子 (身体介護伴わない)	15:00	16:30	〇〇小学校→体操教室	学校の帰りに3人で体操教室へ	3名とも15:00～16:00は通学通所支援グループ支援型 16:00～16:30は移動支援グループ支援型となるので 「056511 通学・通所支援2グループ 日中」 「055111 移動2グループ日中0. 5」で請求します。
		山田 太郎 (身体介護伴わない)	15:00	16:30			
		鈴木 次郎 (身体介護伴わない)	15:00	16:30			
☆各利用者の開始時間が違う場合							
例3	2人	文京 花子 (身体介護伴わない)	9:00	18:00	各人迎え開始(9:00)→全員集合(10:00)→動物園→各人送り開始(17:00)→各人送り終了(18:00)	自宅→山田宅→鈴木宅→動物園→鈴木宅→山田宅→自宅	文京さんは9:00～18:00と9時間サービスをうけ、逆に鈴木さんは10:00～17:00と7時間しかサービスを受けていませんが、グループ支援においては、複数利用者で同一目的地への支援となっていますので9:00～18:00がサービス提供時間となります。 3名とも 「055179 移動2グループ日中9. 0」で請求します。
		山田 太郎 (身体介護伴わない)	9:30	17:30		自宅→鈴木宅→動物園→鈴木宅→自宅	
		鈴木 次郎 (身体介護伴わない)	10:00	17:00		自宅→動物園→自宅	
例4	2人	文京 花子 (身体介護伴わない)	16:00	17:00	〇〇小学校→各人宅へ送り	〇〇小学校→自宅	例3と同じように、グループ支援においては、複数利用者で同一目的地への支援となっていますので16:00～18:00がサービス提供時間となります。 3名とも 「056511 通学・通所支援2グループ 日中」 「055115 移動2グループ日中1. 0」で請求します。
		山田 太郎 (身体介護伴わない)	16:00	17:20		〇〇小学校→文京宅→自宅	
		鈴木 次郎 (身体介護伴わない)	16:00	18:00		〇〇小学校→文京宅→山田宅→自宅	
☆グループ支援後に個別支援を行う場合							
例5	2人	文京 花子 (身体介護伴わない)	9:00	18:00	〇〇福祉会館→動物園→〇〇福祉会館	〇〇福祉会館へ集合し、動物園に出かけ、〇〇福祉会館へ戻り、鈴木さんだけ自宅まで送る。 ※〇〇福祉会館には保護者同伴のもと集合するものとする。	同一目的地は動物園なので9:00～18:00については3名ともグループ支援です。 文京さん、山田さんは 「055179 移動2グループ日中9. 0」で請求します。 鈴木さんは9:00～18:00がグループ支援、グループ支援が終わった時点(18:00)から個別支援型が開始しますので18:00～18:30は夜間0. 5で算定します。 「055179 移動2グループ日中9. 0」と「移動2夜間0. 5」で請求してください。
		山田 太郎 (身体介護伴わない)	9:00	18:00	〇〇福祉会館→動物園→〇〇福祉会館		
		鈴木 次郎 (身体介護伴わない)	9:00	18:30	〇〇福祉会館→動物園→〇〇福祉会館→自宅		
例6	1人	文京 花子 (身体介護伴わない)	15:00	16:00	学校→自宅	利用者2人ヘルパー1人で学校を出発し、文京さんを自宅に送り、山田さんとヘルパー1人で公園へ寄ってから自宅へ	グループ支援は同一目的地・同一イベントへの移動が基本です。 文京さんは「056511 通学・通所支援2グループ 日中」 山田さんの公園は同一目的地以外なので文京宅から山田宅への移動は個別支援となり 「056511 通学・通所支援2グループ 日中」及び 「055123 移動2日中2. 0」で請求してください。
		山田 太郎 (身体介護伴わない)	15:00	18:00	学校→文京宅→公園→自宅		
☆ヘルパーと利用者の数が同じ場合							
例7	3人	文京 花子 (身体介護伴わない)	16:00	17:00	〇〇小学校→各人宅へ送り	〇〇小学校→文京宅→山田宅→鈴木宅	行き先は問わず、利用者数とヘルパー数が同じ場合はグループ支援でなく個別支援型になります。 「059111 通学・通所支援2 日中」
		山田 太郎 (身体介護伴わない)	16:00	17:20			
		鈴木 次郎 (身体介護伴わない)	16:00	18:00			

資料第2号

移動支援事業グループ支援型の請求について

1 グループ支援型の単位について（別紙2-1）

グループ支援型については個別支援型の単位の75%として扱います。

2 計画票、請求書、明細書、実績記録票の記載について（別紙2-2）

事前に計画票を作成し利用者・家族の同意を得たうえ、障害福祉課給付指導係へ提出してください。請求書と明細書は、通常の移動支援と同じように計算し、記載します。（請求書・明細書とも個別支援型とグループ支援型に分ける必要はありません。）

実績記録票は、いままでの様式に加え、グループ支援型サービス提供実績記録票の提出もお願いいたします。

3 36時間無料分の算定について

グループ支援型については、報酬単位が個別支援型の単位の75%となるだけで、時間数には変更ありません。個別支援型、グループ支援型に関わらず利用時間の合計が36時間までは無料となります。

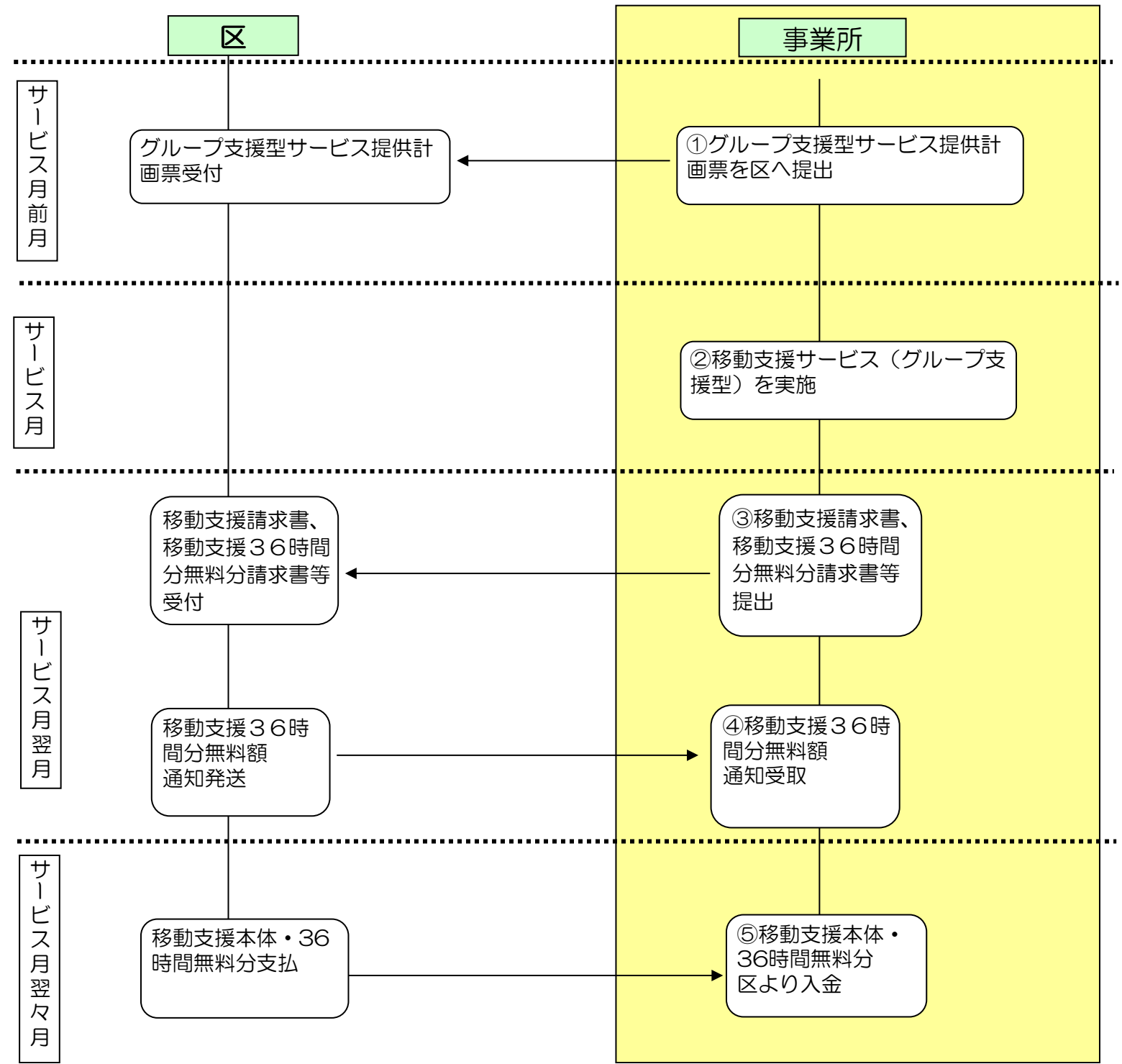
なお、この36時間には、同行援護の時間数も合算されますのでご注意ください。

4 計画書提出・請求の流れ

グループ支援型を実施する際は、あらかじめグループ支援型サービス提供計画票を作成し、利用者の同意を受けてください。その後計画票を障害福祉課給付指導係へ提出してください。計画の内容を確認させていただきます。

サービス提供以降の流れは、通常の移動支援（個別支援型）と同じです。個別支援型の請求書と合わせて紙ベースで請求書等を提出してください。

①	計画票提出	サービス月 前月末日まで	計画票を作成し、利用者への説明・同意を受けた後、障害福祉課 給付指導係へ提出してください。
②	移動支援サービスの 実施	サービス月 当月	計画票のとおり、移動支援（グループ支援型）サービスを提供し ます。
③	移動支援事業 本体・36時間無料 分 請求書等提出	サービス月 翌月10日まで	個別支援型の移動支援と合算して、請求書等を提出します。
④	36時間無料分額通知 受取	サービス月 翌月月末	・個別支援型と合算された36時間無料分額を記載した 請求書（移動支援利用者負担額助成等）の写し ・個別支援型と合算された36時間無料額内訳書 が区から送付されますので内容をご確認ください。
⑤	移動支援事業 本体・36時間無料 分 入金	サービス月 翌々月下旬	個別支援型と合算された移動支援事業給付費及び36時間無料分 が障害福祉課給付指導係より入金されます。



(様式第一)

地域生活支援事業給付費請求書

令和 年 月 日

(請 求 先)

文京区長 殿

請求事業者	指定事業所番号	1 3 6 0 5 9 9 9 9 9
	住 所 (所在地)	〒 112-0085 文京区春日1-16-21
	電話番号	03-3812-7111
	名 称	〇〇ケアサービス
	職・氏名	理事長 東京 花子

印

下記のとおり請求します。

令和			年			月分
----	--	--	---	--	--	----

請求金額			百万	¥	1	8	0	1	2
------	--	--	----	---	---	---	---	---	---

区 分		件数	単位数	費用合計	市町村 請求額	利用者 負担額
地域生活支援事業	移動支援事業	1	1787	20014	18012	2002
	日中短期入所事業					
合 計		1	1787	20014	18012	2002

(様式第二)

地域生活支援事業給付費明細書

(移動支援事業、日中短期入所事業)

令和			年			月分
----	--	--	---	--	--	----

受 給 者 証 番 号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0
支給決定障害者等 氏 名	文京 花子									
支給決定に係る 障 害 児 氏 名										

請求事業者	指定事業所番号	1	3	6	0	5	9	9	9	9	9
	事業者及びその事業所の名称	〇〇ケアサービス									
		地域区分	1級地								

利用者負担上限月額 ①	3	7	2	0	0
-------------	---	---	---	---	---

[illegible]

請求額集計欄	サービス種類コード		0	5	移動支援												合計						
	サービス利用日数			3	日						日			日			日						
	給付単位数				1	7	8	7											1	7	8	7	
	単位数単価		1	1	2	0	円/単位				円/単位			円/単位			円/単位	/	/	/	/	/	
	給付率			9	0	／100				／100			／100			／100			/	/	/	/	
	総費用額			2	0	0	1	4											2	0	0	1	4
	給付率に 基づく	請求額		1	8	0	1	2											/	/	/	/	/
		利用者負担額②			2	0	0	2											/	/	/	/	/
	上限月額調整(①②の内少ない数)				2	0	0	2												2	0	0	2
市町村請求額			1	8	0	1	2											1	8	0	1	2	

移動支援(グループ支援型)サービス提供実績記録票

受給者証 番 号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	支給決定障害者等氏名 (障害児氏名)	文京 花子	事業所番号	1	3	6	0	5	9	9	9	9	9
契約支給量	36時間(身体介護を伴う) 10回／月(通学・通所支援)											事業者 及びその 事業所	〇〇ケアサービス										

[illegible]

1	枚中	1	枚
---	----	---	---

文京区請求用

請 求 書
(移動支援利用者負担額助成等)

金額は文京区で記入しますので、提出時は空欄でお願いします。

(請求先) 文京区長 殿

請求金額	十億			百万			千			円
------	----	--	--	----	--	--	---	--	--	---

令和			年			月分
----	--	--	---	--	--	----

上記のとおり請求します。

令和 年 月 日

事業所番号		1	3	6	0	5	9	9	9	9
請求事業者	住 所 (所在地)	〒112-0085 文京区春日1-16-21								
	電話番号	03-3812-7111								
	名 称	〇〇ケアサービス								
	職・氏名	理事長 東京 花子								印

(1) グループ支援型のサービス内容について

	質問	回答
1	グループ支援型の利用形態はどのようなものですか？	ヘルパーを派遣し、複数の利用者に対する支援を行います。ヘルパーと利用者の割合に制限はありませんが、安全を確保できる体制で支援を行ってください。
2	グループ支援型を開始する理由を教えてください。	複数の利用者で催し物に参加したりすることは、利用者の相互交流等、個別支援型とは異なる効果が期待され、外出の選択の幅が広がります。
3	現時点での利用見込み（要望）はどのくらいありますか？	実施できる事業者が不確定なため、現時点でのはっきりとした見込みはたちませんが、児童の長期休暇中や通学については需要があると思われます。
4	通学・通所にグループ支援は利用できますか？	通学・通所の支給決定を受けていれば、利用できます。
5	グループ支援を実施するにあたり、登録要件等がありますか？	登録要件は、個別支援型と同じです。改めて事業所登録する必要はありませんが、グループ支援可能事業所として事業所台帳に記載しますので、開始届出書を障害福祉課障害者施設担当へご提出ください。
6	文京区以外で支給決定を受けている利用者と一緒にグループ支援を行うことは可能ですか？	一緒に支援を行うことはできません。文京区で支給決定を行っている利用者のみグループ支援を実施できます。
7	複数の事業者が一緒にグループ支援を行うことは可能ですか？	複数の事業所が一緒に同一グループの支援を同時に行うことはできません。
8	同行援護はグループ支援で行うことはできますか？	同行援護は移動支援事業でなく、障害福祉サービスに位置づけられているものなのでグループ支援はできません。

(2) グループ支援型の請求方法について

	質問	回答
1	請求方法は、個別支援型と同じですか？	同じです。請求書とグループ支援の実績記録票を提出してください。
2	報酬単価はどのようになりますか？	移動支援（個別支援型）の単価の75%です（別紙2－1 参照）。
3	事前に計画書を提出する必要がありますか？	サービス月前月に計画票を障害福祉課給付指導係に提出してください。請求時には、通常の実績記録票に加えグループ支援用実績記録票も提出してください。
4	複数の利用者をそれぞれの拠点で送迎する場合、どのように請求すればよいですか？	各個人の実際の提供時間ではなく、同一目的地への移動がサービス提供時間となります。行程の中で人数の増減があっても、各人の提供時間が変わるものではなく、グループ支援として開始した時間から終了した時間までで請求してください。別紙1－1 パターン例の例3、4をご参照ください。
5	利用者のうち一人から「グループ支援型」利用後に引き続いて「個別支援型」を利用したいとの希望があった場合、「個別支援型」により別途算定できますか？	別途算定することができます。別紙1－1 パターン例の例5、6をご参照ください。